きはすぐさま改善すべき。

止・減便。利用者の意見を聞き、

、改善すべ

ニーズに応えるといいながら実際は廃

発言順

山岡光広議



視覚障害者の福祉施策について ・コミタク再編問題について◆国

35 名。 整備を追加要望していく。 度の方が高齢者に多い。行動援護の利用 は216名。 うち70歳以上が63%、 などの音読)の充実、音響信号機の整備を。 たりする視覚障害者。 高齢になるほど多 健康福祉部長 視覚障害者手帳 問 その実態と福祉施策(行動援護、広報 音響信号機は現在8か 視力が低下したり視野が狭くなっ が所に。 保持者 今後 重

の補助: 利用できるだけのバスが現時点では確保 できないので見直しは困難。 教育部長 4月からのコミバス再編は、多様な |拡充を。補助対象外は市内で11名。 乗車を希望する児童全てが

通学バスを利用している子どもへ

予定だった甲南環状線や土山の路線に の意見や要望を聞いて柔軟に改善を図っ 2024年問題で再編は必要。利用者から いては廃止せず、現行のままとする。 建設部長 いく。当初、予約制デマンドに移行する 国保税率の県内統一は、 運転手不足やドライバーの 値上げとな

なれば、

市民環境部長 令和9年度税率統一と

引き上げは検討せざるを得な

国と県が財政支援して引下げよ。

する等、

るだけ。

◆通学バスの補助制度◆コミバ 民健康保険税の今後について

<u>→</u> ◆有機フッ素化合物の検査につい て◆コンクリートブロックや石畳 の歩道、道路の改修について◆水口 細工の保存・伝承を

内の河川や水道水から検出されている。 賀市における検査の状況を伺う。 など人体への悪影響が指摘されており、 パフッ素化合物。 問 いま全国的に問題となって 残留性が高く、 ており、県、発がん性、のている有

笹が丘地先の歩道の凸凹の早期の改修を。 なると歩行者や自転車が引っかかり危険。 栄えは良いものの、経年劣化により凸凹に 定する指針値50 ng/L以下となっている。水」の最大値は11 ng/Lといずれも国が設 た「原水」及び13か所から採水した「水道 する、水源地など17か所の井戸等で採水し 最大値は22 ng/L。また、上水道課が実施 問 市民環境部長 建設部長 令和4年度以降、修繕工事を コンクリートブロックや石畳は、見 大戸川、 信楽川が検査されており、 河川は国・県により、

歴史民俗資料館で所蔵する企画展を開 地域の代表的産業であったことから、水口 ジの採取の協力を求める。 問 甲賀市として水口細工を地域の実施しており、今後も改修を継続する。 き水口細工復興研究会の活動を支援し、 化として保存・伝承を。また、年々収穫量 教育部長 水口細工は、昭和 減っている原料の葛つる、アオツヅラフ 伝承とともに、 甲賀市として水口細工を地域の 保存・伝承に努めている。引き続 原料調達に協力する。 40 年代まで 催

ない。

西山

全く、

力がない。

岡田

ると思いますよ。

いに背をむけていると。

令和9年度に県が税率統一化 (11年度まで移行期間)

国と県が財政支援して国保会計を支え、 日本共産党の緊急申し入れは、 国保税引き上げを抑えること、 18歳までの均等割を無償化すること。ところがこの日の交渉で、「(県内統一となれば)すべての市町の国 保税が引き上げとなる」と答弁。国保の構造的危機打開どころか、国保加入者に負担増となるだけです。

め、日本共産党滋賀県地方議員団が1月 国民健康保険税が大幅に引き上げられるた 統一化になれば、いまでも高すぎて払えない 康保険税率などを統一しょうとしています。 県に引下げを求め緊急申し入れしました。 滋賀県は令和9年度から県内市 町の 国民: 月

練り上げ、 ど市民の願いが一定盛り 岡田議員が取り上げた産 際立った。 予算編成における事業の でも共通して意見が出た 込まれた。 後検診が制度化されるな 口御成橋付け替え工事、 員が最初に取り上げた水 聴器購入に補助、 は、私が一般質問で指 岡田 た加齢性難聴に伴う補 岡 予算常任委員会 熟度の低さが 年度予算で 西山議

明を求める意見書に、 体の責任を果たせている 間に。これで本当に自治 会が反対したのには驚い 民党誠翔会・公明・凛風 れだけ国民の関心となっ った。市民センターの指 れた。それに民間移行・ 必要があるのか、 ている裏金問題の真相解 定管理、 アウトソーシングも目立 20億円も使ってつくる 大規模こども園への移行 …。地域包括支援センタ 山岡意見書では、 か、と思う。 もみなくち診療所も民 西山 道の駅土山を約 シルバー委託、 も問わ 自 あ

議員の役割が問われてい 地方組織に批判する力も 自民党に自浄能 与党も含めて 市民の願 ■日本共産党「無料法律相談」開設中■ 毎月第3水曜日午後7時から(予約制)お問合せは、 各議員へ